

第77回

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都台東区
東上野1丁目26番2号
オーラム 地下2階
ラ・サルローヤルご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内
図」をご参照いただき、お間違えのないよう
ご注意願います。

株主総会でのお土産配布及び株主
総会後の懇親会に関しましては、
株主様の安全性確保のため、新型
コロナウイルス感染予防対策のひ
とつとして、今回取りやめさせて
いただきます。何卒ご理解の程、
よろしくお願い申し上げます。

Contents

第77回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
＜会社提案＞	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）9名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	
第5号議案 会計監査人選任の件	
第6号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する件、 及び取締役に対する 非金銭報酬としてのストック オプション付与の件	
＜株主提案＞	
第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度 に係る報酬額承認の件	
第8号議案 自己株式取得の件	
添付書類	
事業報告	20
連結計算書類	38
連結注記表	41
計算書類	54
個別注記表	57
監査報告書	62

証券コード：9908

 日本電計株式会社


株 主 各 位

東京都台東区上野5丁目14番12号
日本電計株式会社
代表取締役社長 森田 幸哉

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区東上野1丁目26番2号
オーラム 地下2階 ラ・サル ローヤル
(末尾会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件、及び取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

第7号議案
第8号議案

＜株主提案(第7号議案から第8号議案まで)＞
譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
自己株式取得の件

以上

-
- ①株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.n-denkei.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ②当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ③議決権行使についてのご案内
 - (1)書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さい。
 - (2)インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに行使して下さい。
 - (3)インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。
 - (4)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として取り扱います。

《来場される株主様へのお願い》

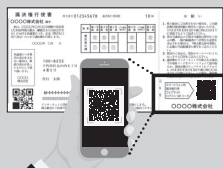
- ・株主総会でのお土産配布及び株主総会後の懇親会に関しましては、株主様の安全性確保のため、新型コロナウイルス感染予防対策のひとつとして、今回取りやめさせていただきます。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、株主総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.n-denkei.co.jp>) より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

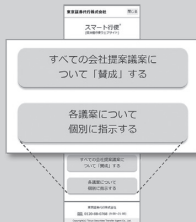
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

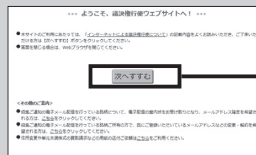
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

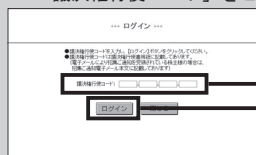
<https://www.tosyodai54.net>



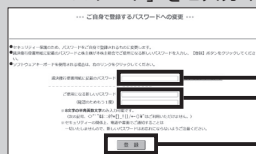
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

 0120-88-0768

受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全に事業を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本方針といたしております。

この方針の下、期末配当につきましては、1株につき40円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金40円

(うち普通配当40円) 総額 470,773,960円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

2021年12月に1株につき30円の間配当を行っておりますので、年間配当金は1株につき70円となります。

なお、年間配当金1株につき70円は、株式分割前の1株当たりの配当金に換算すると1株につき90円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>＜ 新 設 ＞</p> <p>＜ 新 設 ＞</p>	<p>＜ 削 除 ＞</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1. <u>変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のため1名増員して取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	やなぎ たん ほう 柳 丹 峰 (1962年2月28日生) 再任	1991年8月 当社入社 1997年6月 上海電恵測試儀器設備有限公司董事長 2005年6月 取締役中国・台湾担当 2006年4月 取締役海外エリア担当 2006年10月 取締役常務執行役員海外エリア担当 2007年4月 取締役専務執行役員営業本部副本部長 海外エリア担当 2008年4月 専務取締役海外営業本部長 2016年4月 代表取締役社長 2022年4月 代表取締役会長就任(現) (重要な兼職の状況) 電計貿易(上海)有限公司 董事長 電計科技研発(上海)股份有限公司 董事長 電計科技発展(上海)有限公司 董事長 日本電計(香港)有限公司 董事長	28,536株
2	もり た ゆき や 森 田 幸 哉 (1963年9月11日生) 再任	1987年3月 当社入社 2007年3月 三重営業所所長 2008年4月 名古屋営業所所長 2011年4月 執行役員国内営業本部付 2012年10月 執行役員海外営業本部副本部長 2013年6月 取締役海外営業本部副本部長 アセアン・その他エリア担当 2016年4月 常務取締役国内営業本部長 甲信越エリア担当 2017年3月 常務取締役国内営業本部長 甲信越エリア・事業推進部・営業支援部門担当 2018年4月 専務取締役国内営業本部長 事業推進部・営業支援部門担当 2020年4月 専務取締役国内営業本部長 営業支援部門担当 2021年4月 代表取締役副社長 2022年4月 代表取締役社長就任(現)	22,028株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	<p style="text-align: center;">わだ ふみのり 和田 史宣 (1967年8月3日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1988年7月 当社入社</p> <p>2007年3月 茨城営業所所長</p> <p>2013年3月 国際センター長</p> <p>2014年3月 執行役員国際センター長</p> <p>2015年3月 執行役員海外営業本部担当</p> <p>2016年4月 執行役員海外営業本部長</p> <p>2016年6月 取締役海外営業本部長</p> <p>2017年3月 取締役海外営業本部長 中国・台湾・韓国エリア担当</p> <p>2019年4月 常務取締役海外営業本部長 海外事業推進部担当</p> <p>2020年4月 常務取締役海外営業本部長 海外事業推進部・アセアン・その他エリア担当</p> <p>2021年4月 常務取締役海外営業本部長 海外事業推進部担当</p> <p>2022年1月 常務取締役社長特命担当 監査・コンプライアンス推進役就任(現)</p>	18,750株
4	<p style="text-align: center;">かじ わら たく や 梶原 琢也 (1968年5月11日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1989年3月 当社入社</p> <p>2008年4月 千葉営業所所長</p> <p>2012年3月 執行役員新事業推進室室長 EMC事業推進室室長</p> <p>2014年10月 執行役員国内営業本部担当</p> <p>2016年3月 執行役員東京営業所所長</p> <p>2017年3月 執行役員国内営業本部 東北・北関東エリア担当</p> <p>2017年6月 取締役国内営業本部 九州エリア担当</p> <p>2018年4月 取締役国内営業本部副本部長 九州エリア担当</p> <p>2019年4月 取締役国内営業本部副本部長 中四国・九州エリア担当</p> <p>2020年4月 取締役国内営業本部副本部長 関西京滋エリア・事業推進部担当</p> <p>2021年4月 常務取締役国内営業本部長 事業推進部・営業支援部門担当</p> <p>2022年4月 常務取締役営業本部長就任(現) (重要な兼職の状況) ユウアイ電子(株) 取締役</p>	12,790株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	きく た よしみ 菊 田 嘉 (1968年9月20日生) 再任	1989年3月 当社入社 2007年3月 ひたちなか営業所所長 2016年4月 執行役員ひたちなか営業所所長 東北・北関東エリア担当 2017年4月 執行役員横浜営業所所長 神奈川エリア担当 2017年6月 執行役員国内営業本部 東北・北関東エリア担当 2019年4月 執行役員国内営業本部 東北・甲信越エリア担当 2019年6月 取締役国内営業本部 東北・甲信越エリア担当 2020年4月 取締役海外営業本部副本部長 中国・台湾・韓国エリア担当 2022年1月 取締役海外営業本部長 中国・台湾・韓国エリア担当 2022年4月 取締役営業本部副本部長 海外営業統括部長 アセアン・その他エリア担当就任(現) (重要な兼職の状況) NIHON DENKEI (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役 ND KOREA CO., LTD. 理事 日本電計(香港)有限公司 董事 電計科技研発(上海)股份有限公司 董事 電計貿易(上海)有限公司 董事 電計科技発展(上海)有限公司 董事 NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD. 取締役 PT. NIHON DENKEI INDONESIA 取締役 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD. 取締役 NIHON DENKEI PHILIPPINES INC. 取締役 NIHON DENKEI (THAILAND) CO., LTD. 取締役 DENKEI CORPORATION AMERICAS 取締役	11,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	あき やま まさ ひこ 秋山昌彦 (1967年5月13日生) 再任	1990年4月 ㈱三菱銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2010年10月 同行秋田支社長 2013年4月 同行越谷支社長 2017年5月 同行大森支店長兼大森支社長 2020年11月 当社入社執行役員管理本部長付 2021年6月 取締役管理本部長就任(現) (重要な兼職の状況) 電計科技研発(上海)股份有限公司 監事 電計貿易(上海)有限公司 監事 電計科技発展(上海)有限公司 監事 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD. 監察人 ND KOREA CO., LTD. 監事 PT. NIHON DENKEI INDONESIA 監査役 未来B計画㈱ 監査役 新栄電子計測器㈱ 取締役	5,000株
7	き わら ゆう じ 木村裕二 (1962年10月6日生) 新任	1986年3月 当社入社 2010年3月 仙台営業所 兼 山形営業所所長 2014年3月 横浜営業所所長 2017年3月 執行役員韓国現地法人責任者 2017年6月 執行役員横浜営業所所長 2018年3月 執行役員国内営業本部 神奈川エリア担当 2020年3月 上席執行役員国内営業本部 神奈川エリア担当 2022年3月 上席執行役員営業本部副本部長 国内営業統括部長 神奈川・東海中部エリア担当就任(現) (重要な兼職の状況) 新栄電子計測器㈱ 取締役	1,500株
8	さ く ま りょう 佐久間涼 (1967年4月23日生) 再任	1990年4月 山一証券㈱入社 1993年1月 ㈱日本情報システム入社 2003年10月 ㈱SFCG取締役東京支店長 2007年10月 同社取締役不動産部部長 2009年4月 ㈱ドッドウエルビー・エム・エス入社 2013年11月 同社セキュリティシステム事業本部副本部長(現) 2016年4月 プールス㈱取締役(現) 2019年6月 当社取締役就任(現) (重要な兼職の状況) プールス㈱ 取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
9	さとう あきら 佐藤 哲 (1987年2月6日生) 再任	2011年4月 ㈱ドッドウエルビー・エム・エス入社 2012年7月 あいホールディングス(㈱)出向 2016年12月 ㈱メディック監査役(現) 2018年5月 イシモリテクニクス(㈱)取締役(現) 2020年2月 日本チェリー(㈱)取締役(現) 2020年7月 あいホールディングス(㈱)管理本部広報室室長(現) 2021年6月 当社取締役就任(現) (重要な兼職の状況) イシモリテクニクス(㈱) 取締役 日本チェリー(㈱) 取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐久間涼氏及び佐藤哲氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要
- ① 佐久間涼氏は、プールズ株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、プールズ株式会社は筆頭株主であるあいホールディングス株式会社の子会社であります。同氏の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- ② 佐藤哲氏は、イシモリテクニクス株式会社及び日本チェリー株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、イシモリテクニクス株式会社は筆頭株主であるあいホールディングス株式会社の子会社であり、日本チェリー株式会社は関連会社であります。同氏の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
もと はし よし お 元 橋 好 雄 (1949年11月15日生)	1974年8月 公認会計士斉藤良一事務所入所 1978年4月 元橋好雄税理士事務所開設(現) 1998年6月 当社監査役 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任	16,491株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 元橋好雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 元橋好雄氏を監査等委員である取締役の補欠として選任する理由は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えており、専門的な見地からの助言・提言を当社の監査に生かしていただくため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 元橋好雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、元橋好雄氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。元橋好雄氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人アーク有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、井上監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が井上監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制及び監査費用等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名称	井上監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区佐久間町3丁目37番地 東京酒販会館ビル	
沿革	1968年12月	監査法人井上公認会計士事務所設立
	1998年8月	井上監査法人に名称変更
概要	資本金	35,000千円
	社員数	代表社員 3名 社員 4名
監査会社等の数	上場会社	9社
	金商法監査対象会社	3社
	会社法監査対象会社	4社
	学校法人監査対象法人	1社
	任意監査対象会社	8社

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件、及び取締役に対する非金銭報酬としてのストックオプション付与の件

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、執行役員に対するストックオプションは、取締役会決議により発行することができるのですが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションについてご承認いただけた場合、同時に同内容で発行する予定のものですので、併せてご説明させていただくものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、2017年6月23日開催の当社第72回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額上限は年額400百万円、監査等委員である取締役の報酬額上限は年額50百万円としてそれぞれご承認頂いておりますが、業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るため、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しストックオプションによる報酬等として100百万円以内、監査等委員である取締役に対しストックオプションによる報酬等として10百万円以内において、下記記載の理由と同じ理由で新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割当ては、取締役の報酬等の決定方針に基づき、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して取締役会で決定することとしており、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）であります。本株主総会における第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。また、現在の執行役員は12名であります。

記

1. ストックオプションとしての新株予約権を発行することが必要な理由
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。
2. 新株予約権の数の上限
本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は3,400個を上限とする。
このうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は2,500個、当社の監査等委員である取締役に対しては200

個、当社の執行役員に対しては700個を、上限とする。

なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の数の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式340,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本議案承認の日以後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の

当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数に乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

- i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。

また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11. (1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

〈株主提案（第7号議案から第8号議案まで）〉

株主提案に係る各議案については、全て提出された原文のまま記載しております。

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において、年額400百万円以内（監査等委員を除く）、監査等委員である取締役の報酬額年額50百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに年額400百万円以内、付与株式数の上限307,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、監査等委員である取締役に対し、新たに年額50百万円以内、付与株式数の上限38,400株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、それぞれ付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入されておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役（監査等委員である取締役を含む）とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、株主提案に「反対」いたします。

〈反対の理由〉

役員報酬の報酬限度額については、2017年6月23日開催の定時株主総会で決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬額年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額年額50百万円以内で承認をいただいております。

具体的には、取締役の基本報酬月額を決定し、代表権の有無、専務、常務などの役付役員や本部長、副本部長には一定額を加算しております。

また役員報酬の世間相場を勘案し、定期的に見直しを行っております。

配当基準、当期純利益基準、社員への賞与月数基準を勘案した業績連動報酬も取り入れております。

一方、コーポレートガバナンスコードへの対応や持続的な企業価値向上を図るため、取締役等へのインセンティブとして株式報酬制度の導入について検討を進めてまいりました。

その結果、会社提案として定時株主総会の第6号議案にて当社取締役（監査等委員である取締役を含みます。）及び執行役員を含めた16名を対象に税制適格ストックオプションの導入に向け、上記報酬枠とは別枠で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しストックオプションによる報酬等として100百万円以内、監査等委員である取締役に対しストックオプションによる報酬等として10百万円以内を割当ててを付議することといたしました。

株主総会にてご承認をいただくことを前提に、非金銭報酬として税制適格ストックオプションを付与したいと考えております。

本株主提案である譲渡制限付株式報酬ではなく税制適格ストックオプションを選択した理由は、①当社の社外を除いた取締役（監査等委員を含む）及び執行役員は当社株式を保有し、既に株主目線での経営を行っており、割当時に議決権を保有する必要はないこと、②税制適格ストックオプションが中長期的な業績及び企業価値向上のインセンティブとして当社にとって最も効果的かつ実効性のある制度であると判断したことであります。

一方、本株主提案の株式報酬枠は当社の実情を鑑みるとあまりにも過大であり、当社の役員報酬の算定方法の決定に関する方針に著しくかい離していることから、本株主提案は受け入れられないと判断いたしました。

第8号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数780,000株、取得価額の総額金1,014,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、株主提案に「反対」いたします。

<反対の理由>

当社は株式の流動性が低いことを経営課題の一つとして認識しており、解決策として2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施いたしました。また、株主様への積極的な利益還元として、2021年10月28日付で発表しましたとおり、第1号議案で実質増配となる議案を提案しております。

自己株式の取得も中長期的な株主還元の有用な一手段と認識しており、当社定款第7条には、取締役会の決議によって自己株式の取得ができる旨の定めが置かれていますので、株主総会でご決議いただくことなく、機動的に自己株式の取得ができるようになっております。

一方、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大や米中貿易摩擦、ロシアのウクライナ侵攻など当社を取り巻く事業環境は不透明さを増しており、このような事業リスクに備えるためにも相応の内部留保を確保しておく必要があります。また企業価値向上のための戦略的な投資を行う際にも自己資本と他人資本との財務バランスを考慮する必要があると考えております。

然しながら、本株主提案は当社の実情を鑑みるとあまりにも過大な自己株式の取得額となっており、受け入れられないと判断いたしました。

今後も引き続き業績向上を図り、株主の皆様へ積極的に株主還元を図ってまいります。

以上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの変異株の出現により断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され行動抑制を強いられましたが、ワクチン接種の進展により経済活動も回復の兆しを見せました。海外でもいち早くワクチン接種が進展した欧米や中国を主体に景気の回復が進みました。一方、コロナ禍における半導体等部品不足がサプライチェーンの混乱を招き、経済活動を押し下げる要因になっております。また米中貿易摩擦やロシアのウクライナ侵攻により、半導体不足の更なる深刻化やエネルギー、資源価格の高騰など、今後の世界経済の見通しは不透明な状況となっております。

当社グループが属する電子計測器、電源機器、環境試験機器等の業界におきましては、当社の主要ユーザーである自動車業界において、半導体不足の影響により減産や工場休止といった生産調整が続いておりますが、世界的な脱炭素化の流れを受け、電気自動車や燃料電池などの新エネルギー開発や、ADAS・自動運転の技術開発は引き続き積極的な投資がなされております。

また電子・電機業界ではデジタルトランスフォーメーション（以下DXといいます）に代表されるように様々な分野で電子化・デジタル化の流れが加速しており、5Gに関連する社会インフラの整備や、IoT等の投資が増加しております。

このような状況のもと、当社グループは「“INNOVATION2030” 2021～2030 成長戦略について」（2020年6月24発表）、並びに「“INNOVATION2030 Ver1.0” 中期経営計画」（2021年6月1日発表）に基づき、テクニカル商社への転換を図り収益性を高めるため、成長市場への積極的な取り組みやシステム提案力の強化を図ってまいりました。

その結果、個別では売上高78,054百万円（前年同期比11.6%増）となり、粗利益率も前年同期比0.11%増加しました。増収効果により売上総利益は前年同期比1,102百万円増加しました。経費面では賃金引上げにより人件費が増加し、またDX化に伴うシステム投資や経営基盤を強化するためのコンサル費用を計上しましたが、営業利益は2,212百万円（前年同期比505百万円増）となりました。また子会社からの配当金が減少したものの、円安進行による為替差益が増加し、経常利益は2,549百万円（前年同期比470百万円増）となりました。

国内子会社では、旅行業の未来B計画株式会社がコロナ禍で業績が低調であったものの、校正サービスを請うユウアイ電子株式会社や各種試験機器の製造を担うアイコーエンジニアリング株式会社が堅調な業績を確保しました。海外子会社では、新型コロナウイルスの影響を受けた米国、インドの販売子会社と、中国で受託試験場を運営する子会社の業績は苦戦を強いられましたが、それ以外の販売子会社は総じて堅調に推移し、増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は91,857百万円（前年同期比11.1%増）となりました。営業利益は2,664百万円（前年同期比772百万円増）、経常利益は

3,030百万円（前年同期比897百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,252百万円（前年同期比785百万円増）となりました。

- (2) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染状況や米中貿易摩擦、ロシアのウクライナ侵攻など、これらに起因した半導体、電子部品不足によるサプライチェーンの混乱、資源エネルギー等の物価高騰、また日米の金利差拡大による為替変動など、世界経済は益々不透明感が高まっています。

当社が関係する自動車業界においては、販売台数に回復の兆しが見られていますが、半導体不足による生産調整により生産設備への投資は抑制されるものと予測されます。一方、脱炭素化に向けたEVや燃料電池などの新エネルギー開発や、ADAS・自動運転の実用化に向けた技術開発などは引き続き積極的な投資が行なわれる見込みであります。また電子・電機業界においても、DXの実現に向け、更なる電子化、デジタル化の進展が想定されており、5Gの環境整備やIoTなどの分野において積極的な投資が進められるものと思われまます。

当社グループでは、2022年4月1日より事業推進統括部を新設し、その傘下にモビリティ市場推進部、ソリューション推進部に加え、施工管理部、クロスエンジニアリング部、NI事業開発部を新たに組織化し、様々な分野のお客様の幅広いニーズにお応えするシステム提案型営業に注力してまいります。

また、中国、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、インド、台湾、韓国、アメリカなどの営業拠点を活用してお客様のニーズをスピーディーかつワールドワイドに把握し、お客様のニーズにお応えできる体制を整備してまいります。

DXを推進し、社内のDX化を進めるとともに、BtoBビジネスやデータ活用による新たなビジネスチャンスにもつなげてまいります。

2022年7月に新たな人事制度を構築し、社員の処遇改善によるモチベーションアップと教育制度の充実を図り、社員のレベルアップに努めてまいります。また

テクニカル商社への転換を図るべく技術系の有能な人材の確保にも注力してまいります。

システム化や業務フローの見直しなどにより業務活動の効率化を進め、無駄な経費を削減することで利益の確保に努めてまいります。

収益力の増強と管理体制の強化の両立を目指し、今後も業界のリーディングカンパニーとして精励する所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第74期 2019年3月期	第75期 2020年3月期	第76期 2021年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高(千円)	100,646,494	93,368,166	82,669,514	91,857,312
経常利益(千円)	3,445,462	2,496,232	2,132,825	3,030,523
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,328,925	1,690,745	1,466,835	2,252,211
1株当たり当期純利益(円)	197.86	143.64	124.62	191.35
総資産(千円)	55,520,787	51,974,593	50,959,802	56,642,733
純資産(千円)	18,917,492	19,982,965	21,645,259	23,793,037
1株当たり純資産額(円)	1,560.34	1,649.09	1,770.05	1,957.64

(注)2022年1月1日付で普通株式1株につき普通株式1.5株の割合で株式分割を行っております。第74期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
(連結子会社) NIHON DENKEI (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール	千マレーシアリンギット 3,000	100.00	各種電子計測器の 販売、修理、校正
NIHON DENKEI (THAILAND) CO., LTD. (注)2	タイ バンコク	千タイバーツ 10,000	48.99	〃
ND KOREA CO., LTD.	韓国 スウォン	千韓国ウォン 350,000	85.71	〃

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
日本電計(香港) 有限公司	中国 香港	千香港ドル 200	100.00	〃
NIHON DENKEI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ	千ベトナムドン 18,878,140	100.00	〃
電計科技研発(上海) 股份有限公司	中国 上海	千元 42,488	56.23 (0.23)	研究開発サポート 試験技術の提供
電計貿易(上海) 有限公司	中国 上海	千元 42,926	100.00	各種電子計測器の 販売、修理、校正
TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD.	台湾 台北市	千台湾ドル 30,000	100.00	〃
NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD.	インド グルガオン	千インドルピー 99,000	100.00 (0.03)	〃
PT. NIHON DENKEI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	千インドネシアルピア 10,243,200	100.00 (0.42)	〃
NIHON DENKEI PHILIPPINES, INC.	フィリピン サンタロサ	千フィリピンペソ 30,000	100.00	〃
DENKEI CORPORATION AMERICAS	アメリカ シカゴ	千米ドル 2,500	100.00	〃
電計科技研発(蘇州) 有限公司	中国 蘇州	千元 6,000	100.00 (100.00)	研究開発サポート 試験技術の提供
電計科技発展(上海) 有限公司	中国 上海	千元 19,726	100.00	各種電子計測器の 販売、修理、校正
アイコーエンジニア リング株式会社	大阪府 東大阪市	千円 50,000	100.00	荷重測定器、各種 耐久試験機等の電 子計測機器・精密 測定機器の製造・ 販売
ユウアイ電子 株式会社	埼玉県 川越市	千円 20,000	100.00	各種電子計測器の 修理、校正

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 エイリイ・エンジニアリング	埼玉県 飯能市	千円 100,000	100.00	宇宙、航空機に搭載される通信機器やアンテナ等の製造・修理、校正
未来B計画株式会社	東京都 台東区	千円 99,000	100.00	服飾品等の製造・販売及び旅行代理店
新栄電子計測器株式会社	神奈川県 藤沢市	千円 14,000	100.00	監視システム・電子計測機器の製造・販売

(注) 1. 「出資比率」欄の()は間接所有割合で内数であります。

2. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
(関連会社) JQA CALIBRATION VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ	千ベトナムドン 24,000,000	49.00	計測機器の校正サービス、計測機器に関する教育・セミナー事業等

④ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは電子計測器、各種電子機器の部品、コンピューター及び周辺機器、理科学機器・計量器、オフィスオートメーション・ファクトリーオートメーション機器等の製造・販売、並びに計測器等の修理・校正、ソフトウェアの企画・販売、上記各機器のレンタル及びリース業務等を行っております。

(12) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

○本社 東京都台東区上野5丁目14番12号

○営業所

仙台(仙台市)・郡山(郡山市)・宇都宮(宇都宮市)・ひたちなか(ひたちなか市)・茨城(つくば市)・群馬(太田市)・埼玉(さいたま市)・長岡(長岡市)・長野(長野市)・松本(松本市)・山梨(甲府市)・金沢(金沢市)・千葉(千葉市)・東京(台東区)・東京南(品川区)・東京西(調布市)・多摩(八王子市)・川崎(横浜市)・横浜(横浜市)・厚木(厚木市)・湘南(平塚市)・三島(駿東郡)・浜松(浜松市)・名古屋(長久手市)・刈谷(知立市)・三重(四日市市)・滋賀(栗東市)・京都(京都市)・大阪(吹田市)・兵庫(明石市)・岡山(倉敷市)・広島(広島市)・福岡(福岡市)・熊本(菊池郡)・鹿児島(霧島市)

- 推進部
 - ・新規事業企画室（台東区）・ソリューション推進部（台東区）・モビリティ市場推進部（台東区）・N I 事業開発部（台東区）・クロス エンジニアリング部（台東区）・施工管理部（台東区）・海外事業推進部（台東区）・マーケティング部（台東区）
- センター
 - 国際センター（台東区）・商品センター（横浜市）
- サテライト
 - 秋田（由利本荘市）・大分（大分市）
- ウェブショップ
 - 計測器ワールド（台東区）
- 支店
 - シンガポール

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は「1. 企業集団の現況に関する事項（10）重要な親会社及び子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(13) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,095名	25名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
539名	4名増	41.9歳	14.4年

(14) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社りそな銀行	4,164,290
株式会社三菱UFJ銀行	2,405,960
株式会社三井住友銀行	2,283,334
株式会社きらぼし銀行	1,500,000
株式会社みずほ銀行	716,840

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 22,500,000株

(注)当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行ったことにより発行可能株式総数は7,500,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 11,769,349株（自己株式数49,158株を除く。）

(注)当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行ったことにより発行済株式の総数は3,939,502株増加しております。

(3) 株主数 4,110名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
あいホールディングス株式会社	2,342,400 ^株	19.90 [%]
有限会社高田興産	1,115,419	9.47
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	768,600	6.53
日本電計取引先持株会	566,400	4.81
日本電計従業員持株会	333,966	2.83
株式会社エヌエフホールディングス	257,550	2.18
菊水電子工業株式会社	236,820	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	225,000	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	179,301	1.52
野村信託銀行株式会社（投信口）	150,000	1.27

(注) 持株比率は、自己株式（49,158株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行可能株式総数が15,000,000株から22,500,000株に、発行済株式総数が7,879,005株から11,818,507株になっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 丹 峰		電計貿易(上海)有限公司 董事長 電計科技研発(上海)股份有限公司 董事長 電計科技發展(上海)有限公司 董事長 日本電計(香港)有限公司 董事長
代表取締役副社長	森 田 幸 哉		
常務取締役	和 田 史 宣	社長特命担当 監査・コンプライアンス 推進役	NIHON DENKEI (MALAYSTIA) SDN. BHD. 取締役 ND KOREA CO., LTD. 理事 日本電計(香港)有限公司 董事 電計貿易(上海)有限公司 董事 電計科技發展(上海)有限公司 董事 NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD. 取締役 PT. NIHON DENKEI INDONESIA 取締役 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD. 取締役 NIHON DENKEI PHILIPPINES INC. 取締役 NIHON DENKEI (THAILAND) CO., LTD. 取締役 DENKEI CORPORATION AMERICAS 取締役
常務取締役	梶 原 琢 也	国内営業本部長 事業推進部・営業支援部 門担当	ユウアイ電子株式会社 取締役
取 締 役	菊 田 嘉	海外営業本部長 中国・台湾・韓国エリア 担当	ND KOREA CO., LTD. 理事 電計科技研発(上海)股份有限公司 董事 PT. NIHON DENKEI INDONESIA 取締役 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD. 取締役
取 締 役	秋 山 昌 彦	管理本部長	電計科技研発(上海)股份有限公司 監事 電計貿易(上海)有限公司 監事 電計科技發展(上海)有限公司 監事 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD. 監察人 ND KOREA CO., LTD. 監事 PT. NIHON DENKEI INDONESIA 監査役 新栄電子計測器株式会社 取締役
取 締 役	佐久間 涼		プールス株式会社 取締役
取 締 役	佐 藤 哲		イシモリテクニクス株式会社 取締役 日本チェリー株式会社 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	藤原敏夫		
取締役 (監査等委員)	小倉義夫		
取締役 (監査等委員)	松本善夫		

- (注) 1. 取締役佐藤信介、高橋浩次、小池静生の各氏は、2021年6月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の第76回定時株主総会において、新たに秋山昌彦、佐藤哲の各氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役佐久間涼、佐藤哲、藤原敏夫、小倉義夫、松本善夫の各氏は、社外取締役にあります。
4. 当社は、監査等委員会の監査、監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にする為、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役松本善夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役藤原敏夫、小倉義夫、松本善夫の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

(4) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	千円 171,923 (3,495)	千円 171,923 (3,495)	千円 — (—)	千円 — (—)	名 11 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23,879 (23,879)	23,879 (23,879)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 2017年6月23日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役(監査等委員を除く)報酬額年額400,000千円以内(うち社外取締役50,000千円以内)であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は8名であります。取締役(監査等委員)報酬額年額50,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
2. 使用人兼務取締役に支払った使用人報酬額32,650千円は含んでおりません。

(5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、役員報酬については、取締役会で決議したルールに基づいて、個人別の支給額を取締役会で決定しております。

②決定方針の内容の概要

(a) 基本報酬（月額）の構成

- ・取締役の基本報酬月額を決定しております。
- ・代表権の有無、専務、常務については、それぞれ一定額を加算いたします。
- ・本部長、副本部長は、それぞれ一定額を加算いたします。
- ・役員報酬の間相場等を勘案し、定期的に見直しを行います。

(b) 業績による加算

- ・前事業年度の業績を勘案して、基本報酬に加算を行います。
- ・加算する額は、基本報酬月額×社員へ支給する賞与月数です。
- ・社員へ支給する賞与は、固定賞与の夏2.0カ月、冬2.2カ月と業績に応じた期末賞与、社長から四半期毎に支給される社長感謝金の合計です。

(c) 役員報酬の総額の上限

- ・役員報酬の総額の上限については、2017年6月23日開催の定時株主総会で決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬額年額400百万円、監査等委員である取締役の報酬額年額50百万円で承認をいただいております。
 - ・その上限内で、株主への配当金の額、社員への賞与月数と著しくかい離しないこと、内部留保の充実等を総合的に勘案して、支給額の上限を定め、公平かつ適正に支給しております。
 - イ. 配当金総額の一定割合（80%）以内とすること
 - ロ. 当期内部留保分（当期純利益－配当総額）の25%以下とすること
 - ハ. 社員の支給月数を超えないこと
- 等の条件を全て満たす必要があります。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、取締役会で取締役の個人別の報酬関係について上記記載の方針をもとに決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 当事業年度末日後の代表取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
柳 丹峰	代表取締役社長	代表取締役会長	2022年4月1日
森田 幸哉	代表取締役副社長	代表取締役社長	2022年4月1日

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	佐久間 涼	プールズ株式会社の取締役であり、当社の大株主であるあいホールディングス株式会社の子会社であります。
取締役	佐藤 哲	イシモリテクノニクス株式会社及び日本チェリー株式会社の取締役であり、当社の大株主であるあいホールディングス株式会社の子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	佐久間 涼	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案及び審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	佐藤 哲	就任後開催の取締役会13回全てに出席し、議案及び審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	藤原 敏夫	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また監査等委員会11回全てに出席し、業界知識を通じて培った知識、見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	小倉 義夫	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また監査等委員会11回全てに出席し、業界知識を通じて培った知識、見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	松本 善夫	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言、また、監査等委員会11回全てに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 36,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社のうち、在外子会社14社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

具体的には、社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制としております。

また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員及び従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。

その中で、相談・通報できる体制を設けており、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、コンプライアンス委員会事務局に通報（匿名可）しなければならないと定めており、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを明らかにしております。

また、当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務執行の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、調査・検証することにより、不正防止ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び監査等委員会に報告することとしております。

また、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理規程に基づき、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、経営トップが率先して取り組むほか、組織的な対応を行うこととしております。

具体的には、営業推進の根本となる「社員の安全確保」は、最重要と認識しており、大型地震対策、インフルエンザや新型コロナウイルスの大流行対策として諸施策を実施しております。

また、総務部門が担当して、緊急時に備えた連絡網の整備等に取り組み、平時においては、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に具体的に取り組んでおります。

また、当社の営業上の重要性の高いリスクである与信信用リスクについては、管理本部が中心となり、一定の基準で毎月見直しを実施し、調査を指示するなど、与信管理の社内ルールの徹底と更なる管理体制の強化に取り組んでおります。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、取締役と執行役員を主なメンバーとする経営会議を毎月開催し、重要問題について協議し、具体策をまとめ、代表取締役に意見具申する体制をとっております。当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと当社グループのあるべき姿を明確化し、具体的な行動目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しており、承認された中期経営計画に従い、その達成に向けて、営業本部、管理本部、各営業所が具体的な目標を策定しております。

また、進捗状況のチェックと情報共有化を狙いとして、役員・全営業所の所長・副所長等の拠点責任者からなる全体営業会議を四半期毎に定例開催しております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループのコンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、役員及び従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。

当社は、当社グループ企業への指導・支援を実施するため、「グループ会社管理規程」を制定しており、グループとしての協力体制を図るとともに、グループ会社の経営については、その自主性を尊重いたします。

また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っております。

また、連結子会社に対しては、監査室が定期的に監査を実施しているほか、主要な子会社については、当社取締役が取締役や監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備するよう努めております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会補助者として適切な者を任命し、監査等委員会の指示の実効性を確保いたします。

また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の意見を尊重し、決定いたします。

監査等委員会の監査については、監査室の監査の結果を活用いたします。また、監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しております。

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる諸費用については、監査等委員会より費用の申請があった場合は、経理部門で確認の上支払うものとしております。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告する体制ならびに報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査等委員会に報告することとしております。

また、監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めています。

当社グループの役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、コンプライアンス委員会事務局に通報（匿名も可）しなければならないと定めており、当該事務局は通報内容を直ちに監査等委員会に報告いたします。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを明らかにしております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「内部監査規程」において、監査室長は監査等委員会との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会と連携して、内部監査の実効性確保を図ることとしております。

また、監査等委員は、営業所の状況を把握するため、監査実施時に、監査室長に帯同して、独自に監査を実施するほか、監査室の監査状況もチェックしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2017年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制としております。

また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員及び従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。

その中で、相談・通報できる体制を設けており、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、事務局に通報（匿名も可）しなければならないと定めており、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを明らかにしております。

② リスクマネジメント

当社は、リスク管理規程に基づき、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、経営トップが率先して取り組むほか、組織的な対応を行うこととしております。

営業推進の根本となる「社員の安全確保」は、最重要と認識しており、大型地震対策、インフルエンザや新型コロナウイルスの大流行対策として諸施策を実施しております。

総務部門が担当して、緊急時に備えた連絡網の整備等に取り組み、平時においては、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に具体的に

取り組んでおります。

また、当社の営業上のトラブルや与信信用リスクについては、都度関係各部で迅速に協議するとともに、毎月の経営会議で状況の報告や対応策の検討を実施し、情報の共有化と具体的な対策の決定を適宜実施しております。

③ 取締役の職務の執行

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、取締役と執行役員を主なメンバーとする経営会議を毎月開催し、重要問題について情報を共有し協議を行い、具体策をまとめ、代表取締役に意見具申する体制をとっております。

④ 監査等委員の監査

当社の監査等委員は、定期的で開催される監査等委員会（2カ月に1回および臨時）ならびに取締役会（毎月1回および臨時）に出席するとともに、常勤監査等委員においては、経営会議、営業会議、拡大方針説明会、管理職会議、合同営業会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

監査等委員は、監査の実効性を上げ、自らの目で確認するため、営業所や海外子会社、国内子会社を訪問して、監査等委員としての監査を積極的に行っております。また、会計監査人監査や監査室の監査に立ち会うなど、会計監査人や監査室の監査状況をチェックするほか、情報の共有により問題点の把握に努めております。監査等委員監査の結果については、適宜代表取締役社長に報告されるとともに、取締役会にも定期的に報告しております。

⑤ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制室長が内部統制評価計画書に基づき、毎年、営業所の管理課要員を適宜抜擢してチームを組織して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

⑥ 内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、当社および当社子会社の内部監査を実施しております。監査結果は被監査部門に通知され、必要に応じて是正処置がとられております。内部監査実施結果は、代表取締役社長に直接報告するほか、取締役会に報告されております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 基本的な考え方

当社は、業績・財務状況等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

② 当期の配当決定に当たっての考え方

当期の配当につきましては、中間配当を30円といたしました。

当期も半導体、電子部品不足など新型コロナウイルスの影響を受けましたが、世界的な景気回復もあり、業績は増収増益とほぼ想定どおりとなりました。また内部留保にも一定の目途が立ち、自己資本比率も改善したことを勘案して、株主の皆様への積極的な利益還元を図りたく、2021年10月28日発表の「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり期末配当を40円（分割前換算60円）とさせていただく予定であります。

従いまして、当期の年間配当は、中間配当30円（分割前換算30円）、期末配当40円（分割前換算60円）の年間70円（分割前換算90円）になる見込みであります。

2023年3月期の利益配当につきましては、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、計画した業績を確保できることを前提として、株主の皆様への積極的な利益還元を図るべく、配当性向35%を目標として中間配当30円、期末配当40円を予定しております。

今後とも業績の向上による利益確保に努めるとともに、株主様への積極的な利益還元を検討してまいります。

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2022年3月期 (株式分割後換算)	円 銭 —	円 銭 30.00 (20.00)	円 銭 —	円 銭 40.00 (40.00)	円 銭 70.00 (60.00)
2023年3月期	—	30.00	—	40.00	70.00
増減額	—	+10.00	—	±0.00	+10.00

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(56,642,733)	(負 債 の 部)	(32,849,696)
流 動 資 産	(48,669,570)	流 動 負 債	(28,873,753)
現金及び預金	8,174,474	支払手形及び買掛金	17,990,839
受取手形及び売掛金	31,170,767	短期借入金	6,772,800
電子記録債権	3,562,364	1年内返済予定の長期借入金	1,197,296
商品及び製品	4,112,046	リース債務	149,901
仕掛品	86,535	未払金	32,878
原材料及び貯蔵品	83,522	未払費用	831,229
前渡金	1,213,765	未払法人税等	844,327
前払費用	80,423	預り金	119,482
未収収益	5,575	その他	934,997
未収入金	163,045		
その他	176,611	固 定 負 債	(3,975,943)
貸倒引当金	△159,562	長期借入金	3,651,203
固 定 資 産	(7,973,163)	リース債務	182,734
有 形 固 定 資 産	(5,420,632)	繰延税金負債	12,175
建物	2,502,668	退職給付に係る負債	129,330
構築物	10,998	その他	500
車両運搬具	62,758		
工具器具備品	783,057	(純 資 産 の 部)	(23,793,037)
土地	1,602,602	株 主 資 本	(22,058,754)
リース資産	290,266	資本金	1,159,170
建設仮勘定	168,281	資本剰余金	1,417,158
無 形 固 定 資 産	(279,064)	利益剰余金	19,513,779
借地権	38,310	自己株式	△31,353
ソフトウェア	161,390	その他の包括利益累計額	(981,434)
ソフトウェア仮勘定	48,168	その他有価証券評価差額金	443,928
電話加入権	17,767	為替換算調整勘定	537,505
リース資産	13,427	非 支 配 株 主 持 分	(752,848)
投資その他の資産	(2,273,466)		
投資有価証券	1,404,201		
関係会社株式	12,777		
出資金	170		
関係会社出資金	18,431		
長期貸付金	1,650		
長期前払費用	12,245		
差入保証金	632,407		
繰延税金資産	182,250		
その他	67,770		
貸倒引当金	△58,438		
資 産 合 計	56,642,733	負債及び純資産合計	56,642,733

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		91,857,312
売 上 原 価		80,404,577
売 上 総 利 益		11,452,734
販売費及び一般管理費		8,788,066
営 業 利 益		2,664,668
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	63,473	
仕 入 割 引	39,987	
為 替 差 益	290,227	
補 助 金 収 入	38,788	
雑 収 入	92,756	525,233
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102,547	
持分法による投資損失	12,383	
貸倒引当金繰入額	40,000	
手形売却損	2,821	
雑 損 失	1,625	159,378
経 常 利 益		3,030,523
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,352	
投資有価証券売却益	200,204	205,557
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	499	
固 定 資 産 除 却 損	572	1,072
税金等調整前当期純利益		3,235,008
法人税、住民税及び事業税	1,067,281	
法 人 税 等 調 整 額	△60,010	1,007,271
当 期 純 利 益		2,227,737
非支配株主に帰属する当期純損失		24,473
親会社株主に帰属する当期純利益		2,252,211

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,159,170	1,419,425	17,850,083	△30,073	20,398,605
当期変動額					
剰余金の配当			△588,515		△588,515
親会社株主に帰属する当期純利益			2,252,211		2,252,211
自己株式の取得				△1,279	△1,279
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,266			△2,266
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△2,266	1,663,695	△1,279	1,660,149
当期末残高	1,159,170	1,417,158	19,513,779	△31,353	22,058,754

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	432,602	2,822	435,425	811,229	21,645,259
当期変動額					
剰余金の配当					△588,515
親会社株主に帰属する当期純利益					2,252,211
自己株式の取得					△1,279
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△2,266
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,325	534,683	546,009	△58,380	487,628
当期変動額合計	11,325	534,683	546,009	△58,380	2,147,777
当期末残高	443,928	537,505	981,434	752,848	23,793,037

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

NIHON DENKEI (MALAYSIA) SDN. BHD. ・ NIHON DENKEI (THAILAND) CO., LTD.

ND KOREA CO., LTD. ・ 日本電計（香港）有限公司

NIHON DENKEI VIETNAM CO., LTD. ・ 電計科技研発（上海）股份有限公司

電計貿易（上海）有限公司 ・ TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD.

NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD. ・ PT. NIHON DENKEI INDONESIA

NIHON DENKEI PHILIPPINES, INC. ・ DENKEI CORPORATION AMERICAS

電計科技研発（蘇州）有限公司 ・ 電計科技発展（上海）有限公司

アイコーエンジニアリング株式会社 ・ ユウアイ電子株式会社

株式会社エイリイ ・ エンジニアリング ・ 未来B計画株式会社

新栄電子計測器株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

電計測控科技（厦門）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

JQA CALIBRATION VIETNAM CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

会社等の名称

①非連結子会社

電計測控科技（厦門）有限公司

②関連会社

株式会社サープレス

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社であるJQA CALIBRATION VIETNAM CO., LTD. の決算日は12月31日
であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用して
おります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社19社のうち、

NIHON DENKEI (MALAYSIA) SDN. BHD. ・ NIHON DENKEI (THAILAND) CO., LTD.

ND KOREA CO., LTD. ・ 日本電計（香港）有限公司

NIHON DENKEI VIETNAM CO., LTD. ・ 電計科技研発（上海）股份有限公司

電計貿易（上海）有限公司 ・ TAIWAN DENKEI SOLUTION CO., LTD.

NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD. ・ PT. NIHON DENKEI INDONESIA

NIHON DENKEI PHILIPPINES INC. ・ DENKEI CORPORATION AMERICAS

電計科技研発（蘇州）有限公司 ・ 電計科技発展（上海）有限公司

は連結計算書類の作成にあたって12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算
日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

商品及び製品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げ
の方法）

② 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均
法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合（金融商品取引法第2条第2項により有価証券
とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算日に応じて入手
可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっ
ております。

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法によっております。

主な耐用年数

建物 3年～50年

車両運搬具 4年～5年

工具器具備品 3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主として、電子計測器等の販売及び修理、校正、保守等を行っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品及び製品の販売

国内における商品及び製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、顧客への引き渡しにより顧客に当該商品及び製品の支配が移転し、履行義務が充足されるため、出荷時に収益を認識しております。それ以外の場合については、商品及び製品が顧客に検収されることにより顧客に当該商品及び製品の支配が移転し、履行義務が充足されるため、検収時に収益を認識しております。

商品及び製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、商品及び製品に対するリスク負担が顧客に移転した時点で顧客に支配が移転し支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

②修理・校正・保守等のサービスの提供

修理・校正・保守等のサービスの提供については、履行義務が一時で充足される場合には、関連した商品及び製品の出荷時点で当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって均等按分することにより収益を認識しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
一部の国内子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は各在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金利息
- ③ヘッジ方針
借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(政策的に保有する棚卸資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
商品及び製品 1,097,738千円
2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

政策的に保有する棚卸資産の評価については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項、(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法」によっております。当該評価に関して、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受けて、当初想定していた販売等が見込めなくなった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において評価損が発生する可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は原則として製品の出荷時点で収益を認識しておりましたが、顧客が製品の支配を獲得した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,254,997千円減少し、売上原価は1,067,387千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ187,609千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症について)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間続くものとして、会計上の見積り及び仮定の設定を検討しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、将来における連結計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,674,224千円
2. 受取手形割引高 電子記録債権割引高	458,138千円 1,202,902千円
3. 顧客との契約から生じた債権の残高 受取手形 売掛金	675,823千円 30,494,943千円
4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	925,307千円

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 11,818,507株
(注)当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行済株式の総数を7,879,005株から、11,818,507株となっております。

- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	353,109	利益剰余金	45	2021年 3月31日	2021年 6月28日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	235,405	利益剰余金	30	2021年 9月30日	2021年 12月6日

(注)2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。2021年3月31日及び2021年9月30日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月24日開催の第77回定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	470,773	利益剰余金	40	2022年 3月31日	2022年 6月27日

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子計測器の販売事業を行うための運転資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、外貨建ての営業債権の回収促進と日本への送金促進による為替変動リスクの平準化を図りヘッジしております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど4ヶ月以内の支払期日であります。

また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金は、営業取引に係る資金の調達を目的としており、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。借入金の返済日は決算日後、最長でも5年程度であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先が大企業から中小企業まで数千社存在することから、与信管理規程に従い、売掛金について、取引開始時や案件採択時に営業本部及び管理本部で与信限度の設定や回収条件について協議・決定するほか、日常的には、各営業所が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社や出資先についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引は、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替リスクヘッジのための外貨運用については、外貨運用基準を設け、取締役会での承認を受けた上で限度を設定して実施しており、月次の取引実績は、社長及び経営会議に報告しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性は、連結売上高の3ヶ月分相当を目途に確保しております。

また、資金調達に支障が出ないように、財務状況を定期的に金融機関に報告を行い、調達額や資金使途の妥当性を説明し、信用維持に努め、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における売掛金は約7,000社先に分散されており、信用リスクの集中は回避されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、デリバティブ取引は、連結決算日において該当はありません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,348,863	1,348,863	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金含む）	(4,848,499)	(4,859,667)	△11,168

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	20,836
投資事業組合出資金(※2)	34,501
関係会社株式(※1)	12,777
関係会社出資金(※1)	18,431
合 計	86,546

(※1) 非上場株式等については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(※2) 投資事業組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2020年3月31日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,348,863	—	—	1,348,863

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

区 分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)	—	4,859,667	—	4,859,667

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

なお、連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	505,711	1,190,062	684,351
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	230,562	158,801	△71,761
合 計		736,273	1,348,863	612,590

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,197,296	1,087,955	2,366,026	191,722	5,500	—

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	日本	中国	その他	
売上高				
電子計測機器	31,035,908	5,047,420	1,533,216	37,616,545
製造・加工・検査装置	9,046,429	1,476,795	448,594	10,971,819
電子部品・機構部品	11,538,035	1,883,540	572,148	13,993,724
PC及び関連製品	5,803,754	947,440	287,796	7,038,992
環境・評価・試験機器	4,944,881	752,970	228,723	5,926,576
画像測定・表面観察	3,820,966	623,758	189,474	4,634,198
その他	9,138,723	2,113,188	423,543	11,675,455
顧客との契約から生じる収益	75,328,699	12,845,113	3,683,498	91,857,312

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	33,517,148
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	34,733,132
契約負債(期首残高)	505,572
契約負債(期末残高)	925,307

契約負債は主に、契約に基づく履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。契約負債は、連結貸借対照表の流動負債に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,957円64銭
- 1株当たり当期純利益 191円35銭

(注) 1. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ11円06銭減少しております。

重要な後発事象に関する注記

(ストックオプション)

当社は2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、2022年6月24日開催予定の当社第77回定時株主総会に議案を提出することを決議いたしました。

1. スtockオプションを発行する理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。

2. 新株予約権の数の上限

本議案承認の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数は3,400個を上限とする。

このうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は2,500個、当社の監査等委員である取締役に対しては200個、当社の執行役員に対しては700個を、上限とする。

なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の数の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式340,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本議案承認の日以後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通

取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。

また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得事項

(1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(48,636,144)	(負 債 の 部)	(29,480,110)
流 動 資 産	(39,439,103)	流 動 負 債	(25,849,513)
現金及び預金	4,437,330	支払手形	4,427,138
受取手形	228,443	買掛金	12,736,731
電子記録債権	3,551,418	短期借入金	6,000,000
売掛金	27,962,879	1年内返済予定の長期借入金	1,176,188
商品	2,889,652	リース債務	2,101
前渡金	160,597	未払金	7,698
前払費用	34,601	未払費用	604,121
未収入金	98,413	未払法人税等	617,913
その他	76,767	契約負債	181,128
貸倒引当金	△1,002	預り金	93,880
固 定 資 産	(9,197,040)	その他	2,610
有形固定資産	(3,865,016)	固 定 負 債	(3,630,597)
建物	2,236,276	長期借入金	3,621,436
構築物	1,468	リース債務	5,254
車両運搬具	2,816	繰延税金負債	3,407
工具器具備品	171,719	その他	500
土地	1,315,789		
リース資産	6,646	(純 資 産 の 部)	(19,156,033)
建設仮勘定	130,300	株 主 資 本	(18,710,631)
無 形 固 定 資 産	(205,829)	資本金	(1,159,170)
借地権	3,806	資本剰余金	(1,333,000)
ソフトウェア	138,539	資本準備金	1,333,000
ソフトウェア仮勘定	48,168	利益剰余金	(16,249,814)
電話加入権	15,315	利益準備金	137,800
投資その他の資産	(5,126,194)	その他利益剰余金	16,112,014
投資有価証券	1,354,557	別途積立金	4,310,000
関係会社株式	1,640,719	繰越利益剰余金	11,802,014
出資金	10	自 己 株 式	△31,353
関係会社出資金	926,112	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(445,401)
従業員に対する長期貸付金	1,650	その他有価証券評価差額金	445,401
関係会社長期貸付金	642,050		
破産更生債権等	64,973		
差入保証金	551,912		
その他	2,646		
貸倒引当金	△58,438		
資 産 合 計	48,636,144	負 債 及 び 純 資 産 合 計	48,636,144

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		78,054,848
売 上 原 価		69,781,376
売 上 総 利 益		8,273,471
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,061,108
営 業 利 益		2,212,363
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,261	
受 取 配 当 金	63,187	
仕 入 割 引	39,241	
為 替 差 益	269,601	
地 代 収 入	840	
雑 収 入	44,490	431,622
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,528	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	40,000	
手 形 売 却 損	2,821	94,350
経 常 利 益		2,549,635
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	200,204	200,204
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	237	
固 定 資 産 除 却 損	112	349
税 引 前 当 期 純 利 益		2,749,490
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	888,081	
法 人 税 等 調 整 額	△18,346	869,734
当 期 純 利 益		1,879,755

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越 利益剰余金	
当期首残高	1,159,170	1,333,000	1,333,000	137,800	4,310,000	10,510,775	14,958,575
当期変動額							
剰余金の配当						△588,515	△588,515
当期純利益						1,879,755	1,879,755
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,291,239	1,291,239
当期末残高	1,159,170	1,333,000	1,333,000	137,800	4,310,000	11,802,014	16,249,814

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△30,073	17,420,671	437,920	437,920	17,858,592
当期変動額					
剰余金の配当		△588,515			△588,515
当期純利益		1,879,755			1,879,755
自己株式の取得	△1,279	△1,279			△1,279
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			7,480	7,480	7,480
当期変動額合計	△1,279	1,289,960	7,480	7,480	1,297,441
当期末残高	△31,353	18,710,631	445,401	445,401	19,156,033

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

商品 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

(リース資産を除く) 主な耐用年数

建物 3年～50年

車両運搬具 4年

工具器具備品 3年～20年

(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は主として、電子計測器等の販売及び修理、校正、保守等を行っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 商品の販売

国内における商品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、顧客への引き渡しにより顧客に当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるため、出荷時に収益を認識しております。それ以外の場合については、商品が顧客に検収されることにより顧客に当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるため、検収時に収益を認識しております。

商品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、商品に対するリスク負担が顧客に移転した時点で顧客に支配が移転し支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2) 修理・校正・保守等のサービスの提供

修理・校正・保守等のサービスの提供については、履行義務が一時で充足される場合には、関連した商品の出荷時点で当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって均等按分することにより収益を認識しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金利息

③ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(政策的に保有する棚卸資産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
商品 1,097,738千円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は原則として製品の出荷時点で収益を認識しておりましたが、顧客が製品の支配を獲得した時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高は1,254,997千円減少し、売上原価は1,067,387千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ187,609千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	35,476千円
貸倒引当金	18,200千円
未払賞与	91,724千円
関係会社株式評価損	157,617千円
投資有価証券評価損	40,341千円
その他	60,210千円
繰延税金資産小計	403,571千円
評価性引当額	△246,020千円
繰延税金資産合計	157,550千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△160,957千円
繰延税金負債合計	△160,957千円
繰延税金負債の純額	△3,407千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	電計貿易(上海)有限公司	直接100.00	商品の販売	商品の販売	1,508,182	売掛金	574,287

(注) 取引価格は、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,627円62銭
- 1株当たり当期純利益 159円71銭

(注)1. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ11円06銭減少しております。

重要な後発事象に関する注記

(ストックオプション)

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

日本電計株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 吉村 淳一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村瀬 征雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 八巻 優太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電計株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電計株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

日本電計株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉村 淳一

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村瀬 征雄

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八巻 優太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電計株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

日本電計株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 藤原 敏 夫 ㊟

常勤監査等委員 小倉 義 夫 ㊟

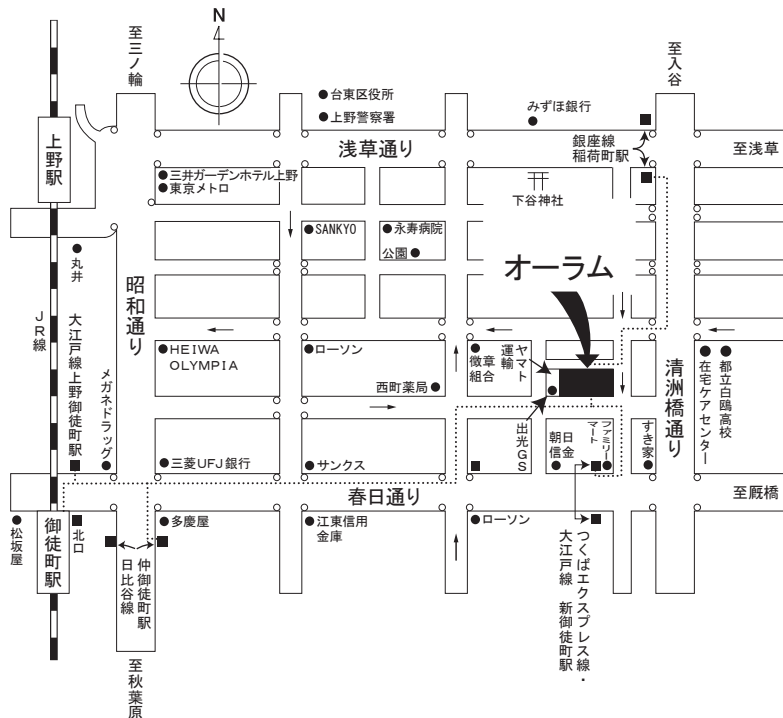
監査等委員 松本 善 夫 ㊟

(注) 監査等委員 藤原敏夫、小倉義夫及び松本善夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第77回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区東上野1丁目26番2号
 オーラム 地下2階 ラ・サル ローヤル
 電話 03 (5812) 1123



◆交通のご案内◆

- 大江戸線・つくばエクスプレス線 新御徒町駅「A1」出口 徒歩2分
- 日比谷線 仲御徒町駅北口 徒歩6分
- 銀座線 稲荷町駅 徒歩5分
- 山手線 御徒町駅北口 徒歩8分

株主総会でのお土産配布及び株主総会後の懇親会に関しましては、株主様の安全性確保のため、新型コロナウイルス感染予防対策のひとつとして、今回取りやめさせていただきます。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

